

平成二十七年第一回定例会

青森県後期高齢者医療広域連合議会会議録

青森県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

第 1 号 平成 27 年 2 月 20 日（金）

議事日程 第 1 号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者の職氏名	2
出席書記氏名	2
開会・開議	3
議席の指定（日程第 1）	3
会議録署名議員の指名（日程第 2）	3
会期の決定（日程第 3）	3
諸般の報告	3
議長の選挙（日程第 4）	3
当選告知	4
議長あいさつ（大矢保君）	4
選挙管理委員の選挙（日程第 5）	4
議案 8 件一括議題（日程第 6－13）	5
提案理由の説明 広域連合長（鹿内博君）	5
報告（青後広監第 1 号－同第 2 号・日程第 14－15）	1 2
発言の申し出 広域連合長（鹿内博君）	1 2
閉会	1 2

平成 27 年第 1 回定例会 青森県後期高齢者医療広域連合議会会議録第 1 号
平成 27 年 2 月 20 日（金曜日）

○議事日程 第 1 号

平成 27 年第 1 回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会

平成 27 年 2 月 20 日（金曜日） 午後 2 時開議

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
(諸般の報告)
- 第 4 議長の選挙
- 第 5 選挙管理委員の選挙
- 第 6 議案第 1 号 平成 27 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第 7 議案第 2 号 平成 27 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 第 8 議案第 3 号 平成 26 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 9 議案第 4 号 平成 26 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 10 議案第 5 号 青森県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 11 議案第 6 号 青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 12 議案第 7 号 青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 13 議案第 8 号 青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 14 青後広監第 1 号 定期監査報告
- 第 15 青後広監第 2 号 例月出納検査報告

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（14 名）

1 番 大 矢 保 君

3番	小林	眞	君
4番	村上	啓二	君
6番	小山田	久	君
7番	小比類	卷雅彦	君
10番	田中	友彦	君
11番	森内	勇	君
12番	桂田	正春	君
13番	山田	年伸	君
14番	安田	弘	君
15番	中谷	純逸	君
17番	蛸島	敏春	君
18番	樋口	秀視	君
19番	竹原	義人	君

○欠席議員（5名）

2番	葛西	憲之	君
5番	平山	誠敏	君
8番	宮下	宗一郎	君
16番	梅村	毅	君
20番	木村	勝彦	君

○説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	鹿内	博	君
副広域連合長	舘岡	一郎	君
代表監査委員	山形	博	君
事務局長	小林	順一	君
会計管理者	石井	啓之	君
業務課長	西澤	徹	君

○出席書記氏名

書記長	工藤	壽彦
書記	磯野	裕子
書記	葛西	孝徳

午後 2 時開会

○副議長（蛸島敏春君） これより、平成 27 年第 1 回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は「議事日程第 1 号」により会議を進めます。

日程第 1 議席の指定

○副議長（蛸島敏春君） 日程第 1 「議席の指定」を行います。

今回、新たに当選された大矢保議員の議席は、会議規則第 4 条第 2 項の規定により、副議長において 1 番に指定いたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○副議長（蛸島敏春君） 日程第 2 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 71 条の規定により、3 番小林眞議員及び 4 番村上啓二議員を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

○副議長（蛸島敏春君） 日程第 3 「会期の決定」を議題といたします。

○副議長（蛸島敏春君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（蛸島敏春君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

諸般の報告

○副議長（蛸島敏春君） この際、諸般の報告を行います。

閉会中の議員の異動についてであります。お手元に配付しております広域連合議員異動報告書のとおりであります。

日程第 4 議長の選挙

○副議長（蛸島敏春君） 日程第 4 「議長の選挙」を行います。

○副議長（蛸島敏春君） お諮りいたします。

選挙方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（蛸島敏春君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙方法は、指名推選によることに決しました。

○副議長（蛸島敏春君） お諮りいたします。

指名の方法については、副議長において、指名することにいたしたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（蛸島敏春君） 御異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決しました。

議長に、1番大矢保議員を指名いたします。

○副議長（蛸島敏春君） お諮りいたします。

ただいま副議長において指名いたしました1番大矢保議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（蛸島敏春君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました1番大矢保議員が議長に当選されました。

○副議長（蛸島敏春君） ただいま議長に当選されました1番大矢保議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

○副議長（蛸島敏春君） この際、議長に当選されました大矢保議員の当選承諾のあいさつをお願いいたします。

登壇願います。

〔議長大矢保君登壇〕

○議長（大矢保君） ただいま議員各位の皆様の御推挙をいただき、広域連合議会議長に当選をさせていただきます。まことにありがとうございます。

推挙されたこと大変光栄に思いますけれども、責任の重大さに身の引き締まる思いであります。この連合の安全な進行のために責任を全うして、議会運営をスムーズに進めてまいりたいと思っておりますので、議員各位の皆様、そして広域連合長をはじめ理事者の皆様には、何とぞ御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。ごあいさつにかえさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（蛸島敏春君） 以上で私の職務はこれをもって全部終わりました。

御協力まことにありがとうございました。

それでは、大矢議長、議長席にお着き願います。

〔副議長蛸島敏春君退席、議長大矢保君議長席に着く〕

日程第5 選挙管理委員の選挙

○議長（大矢保君） 日程第5「選挙管理委員の選挙」を行います。

○議長（大矢保君） お諮りいたします。

選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙方法は、指名推選によることに決しました。

○議長（大矢保君） お諮りいたします。

指名の方法については、議長において、指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

選挙管理委員に坪田左近君、成田満君、野坂哲君、須藤壽君の以上4名を指名いたします。

○議長（大矢保君） お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました坪田左近君、成田満君、野坂哲君、須藤壽君の以上4名が選挙管理委員に当選されました。

日程第6 議案第1号 平成27年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計予算～

日程第13 議案第8号 青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大矢保君） 日程第6議案第1号「平成27年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」から日程第13議案第8号「青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」までの計8件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

〔広域連合長鹿内博君登壇〕

○広域連合長（鹿内博君） 平成27年第1回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たり、議案の概要について御説明を申し上げる前に、一言ごあいさつを申し上げます。

現在、我が国は、出生率の低下や平均寿命の伸びによる人口構造の変化により、これまでに例のない高齢社会を迎えております。

御承知のとおり、いわゆる「団塊世代」の方々が平成 27 年にはすべて 65 歳を迎え、10 年後の平成 37 年には、65 歳以上の人口は約 3700 万人と総人口の約 3 割に達し、このうち 75 歳以上の高齢者は約 2200 万人と、人口の約 2 割を占めるまでに大幅に増加するものと推計されております。

こうした背景のもと、国においては、持続可能な医療制度の構築を目指し、医療保険制度改革についての議論が重ねられてきたところですが、去る 1 月 13 日、「社会保障制度改革推進本部」において、改革の骨子が決定したところであります。

この骨子では、国保の安定化に関する項目をはじめ、8 つの項目が示されておりますが、後期高齢者医療にかかわるものとしたしましては、現役世代からの支援金である後期高齢者支援金を段階的に引き上げ、平成 29 年度から全面総報酬割へ移行することや、負担の公平化等に関する項目では、高齢者の低所得者や被用者保険の被扶養者だった方の保険料軽減特例措置を、低所得者に配慮しつつ、平成 29 年度から原則的に本則に戻すことなどが盛り込まれました。

国は、この骨子に基づいた関連法案を、現在開催中の通常国会に提出するとしております。

私ども広域連合におきましては、将来を見据えた、より一層適切で効果的な制度運営が求められるものと考えております。また、高齢期を迎えても安心して適切な医療を受けられるよう、全国の広域連合とも連携を図り、制度の改善を求めてまいりたいと考えております。

今後におきましても、構成市町村と連携協力し、被保険者の皆様に信頼され、安心いただける制度運営に努めてまいり所存でありますので、議員の皆様には一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、議案第 1 号平成 27 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について御説明申し上げます。

平成 27 年度の予算総額は 4 億 7997 万余円となり、平成 26 年度の予算総額と比較しますと、1933 万余円の増となっております。

まず、歳入の主なる内容について御説明申し上げます。

第 1 款分担金及び負担金については、市町村からの共通経費負担金として 4 億 5373 万余円を計上いたしました。

第 3 款繰入金については、財政調整基金からの繰入金として 2100 万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なる内容について御説明申し上げます。

第 1 款議会費については、議会運営に要する経費として 107 万余円を計上いたしました。

第2款総務費については、広域連合の運営に要する経費や特別会計への繰出金として4億6889万余円を計上いたしました。

主なものといたしましては、派遣職員等人件費1億3804万円、事務室借上料等の管理費3100万余円、特別会計への繰出金2億9984万余円となっております。

また、債務負担行為については、平成28年4月1日契約の入札執行等に対応するため、設定するものであります。

以上が、平成27年度一般会計予算の概要でございます。

次に、議案第2号平成27年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

平成27年度の予算総額は1561億7476万余円となり、平成26年度の予算総額と比較しますと、33億1255万余円の増となっております。

まず、歳入の主なる内容について御説明申し上げます。

第1款市町村支出金については、被保険者からの保険料及び市町村の療養給付費の定率負担金等として239億5488万余円を計上いたしました。

第2款国庫支出金については、国の療養給付費の定率負担金、高額医療費負担金及び調整交付金等として555億73万余円を計上いたしました。

第3款県支出金については、県の療養給付費の定率負担金及び高額医療費負担金等として129億3204万余円を計上いたしました。

第4款支払基金交付金については、現役世代からの支援金である支払基金からの交付金として620億9379万余円を計上いたしました。

第5款特別高額医療費共同事業交付金については、国保中央会からの交付金として1372万余円を計上いたしました。

第7款繰入金については、一般会計、臨時特例基金及び財政調整基金からの繰入金として15億7352万余円を計上いたしました。

次に、歳出の主なる内容について御説明申し上げます。

第1款総務費については、被保険者証の一斉更新や医療費通知に要する経費及び平成27年度の保険料軽減措置の財源とするための臨時特例基金への積立金など、14億5142万余円を計上いたしました。

第2款保険給付費については、療養の給付に要する経費及び審査支払手数料など1541億9466万余円を計上いたしました。

第3款特別高額医療費共同事業拠出金については、国保中央会への拠出金として2700万余円を計上いたしました。

第4款保健事業費については、市町村への健康診査事業委託料として3億8586万円を計上いたしました。

また、債務負担行為については、平成28年4月1日契約の入札執行等に対応するため、設定するものであります。

以上が、平成 27 年度後期高齢者医療特別会計予算の概要でございます。

次に、議案第 3 号平成 26 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、平成 27 年 4 月 1 日契約の入札執行等に対応するため、債務負担行為を設定するものであります。

次に、議案第 4 号平成 26 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、平成 26 年度保険給付費の決算見込額について精査した結果、現計予算額を下回ることが見込まれることから、その財源となる国、県、市町村支出金及び支払基金交付金の応分額とあわせて調整するものであります。

その結果、今回の補正額は、14 億 5833 万余円の減額補正となり、予算規模は、1560 億 900 万余円となります。

また、債務負担行為については、平成 27 年 4 月 1 日契約の入札執行等に対応するため、設定するものであります。

次に、議案第 5 号青森県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、平成 25 年 5 月、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が制定され、社会保障、税及び災害対策の分野において、国民一人一人に個人番号が付番される、いわゆる「マイナンバー制度」が導入されることとなりました。

同法第 31 条では、地方公共団体が保有する特定個人情報の適正な取り扱いの確保や、地方公共団体が保有することとなる特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずるよう規定されていることから、当広域連合においても、同法の趣旨に沿って所要の改正をしようとするものであり、また、開示請求に係る保有個人情報に請求者本人以外の者に関する情報が含まれている場合は、当該情報に係る第三者に対し、意見書の提出を求めるとされているため、開示等の決定に時間を要することから、決定通知期限を改正しようとするものであります。

次に、議案第 6 号青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、平成 26 年の青森県人事委員会からの報告及び勧告に基づく青森県職員の給与改定に準じ、給料表を改定し、平均 2%引き下げるほか、単身赴任手当の基礎額を 7000 円、加算額の限度額を 2 万 5000 円それぞれ引き上げ、また、住居手当及び単身赴任手当の支給対象者に再任用職員を新たに加えようとするものであります。さらに、管理職員特別勤務手当の支給事由に、災害への対処等の臨時または緊急の必要によりやむを得ず平日深夜勤務した場合を追加しようとするものであります。

次に、議案第 7 号青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、保険料の軽減を継続するため、所要の改正をしようとするものであります。

最後に、議案第8号青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定については、国の保険料軽減策の継続に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

以上が、本日提出いたしました議案の概要であります。十分御審議の上、原案どおり御議決くださるようお願い申し上げます。

○議長（大矢保君） 議案第1号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御質疑なしと認めます。

議案第1号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

議案第2号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御質疑なしと認めます。

議案第2号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

議案第3号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御質疑なしと認めます。

議案第3号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

議案第4号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御質疑なしと認めます。

議案第4号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

議案第5号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御質疑なしと認めます。

議案第5号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

議案第6号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御質疑なしと認めます。

議案第6号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

議案第7号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御質疑なしと認めます。

議案第7号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第7号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

議案第8号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御質疑なしと認めます。

議案第8号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第8号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大矢保君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

日程第14 青後広監第1号 定期監査報告

日程第15 青後広監第2号 例月出納検査報告

○議長（大矢保君） 日程第14 青後広監第1号「定期監査報告」及び日程第15 青後広監第2号「例月出納検査報告」については、配付しております報告書のとおり報告がありました。

○議長（大矢保君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

○議長（大矢保君） 閉会に当たり、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。広域連合長。

〔広域連合長鹿内博君登壇〕

○広域連合長（鹿内博君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、慎重なる御審議の結果、原案のとおり、平成27年度当初予算をはじめ、本年度の補正予算及び条例案についての御議決を賜り、感謝申し上げます。

今後におきましても、被保険者の方々の健康・医療を守るため、当広域連合をしっかりと運営してまいる所存でありますので、議員の皆様には、今後とも変わらぬお力添えをお願い申し上げます。

また、皆様には、後期高齢者医療広域連合議会議員の立場のみならず、それぞれ構成市町村の長または議会議長として、これから3月議会も予定され、お忙しい時期となりますが、どうぞ御健勝で、また、ますます御活躍されますように、あわせて、それぞれの市町村がなお一層御発展されますように心よりお祈り申し上げ、閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

閉 会

○議長（大矢保君） これにて、平成27年第1回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時25分閉会

署名

地方自治法第 292 条において準用する同法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

青森県後期高齢者医療広域連合議会

議長 大矢 保

副議長 蛸島 敏春

議員 小林 眞

議員 村上 啓二